令和８年度　高齢者買い物支援実証事業　募集要項

１　事業者の皆様へ

福井県では、中山間地域等において、食料品や日用品を購入できる店舗の減少や高齢者の運転免許返納、公共交通機関の不足などにより、日常の買い物に不便を感じる方が増えている状況を踏まえ、買い物支援サービスを提供する事業者を募集します。

本事業は、移動販売や買い物送迎等のサービスを通じて、高齢者の買い物環境の確保や外出機会の創出を図るとともに、事業者にとっても新たなサービス展開や顧客開拓の可能性を検証する実証事業です。

実証事業は令和８年度から令和９年度にかけて実施する予定であり、利用状況や事業効果、事業継続に向けた課題等の検証を行います。実証で得られた成果や課題については、令和１０年度以降における買い物支援サービスへの公的支援のあり方や、公的助成制度の継続・充実の必要性など、地域における持続可能な買い物支援体制の構築に向けた検討に活用することを予定しています。

事業者の皆さまからいただく実践的な知見やご意見は、今後の制度設計や支援制度のあり方を検討するうえで、貴重な基礎資料として活用させていただく予定です。

２　本事業に参加するメリット

本事業に参加する事業者には、次のようなメリットが期待されます。

・実証事業の運営費について、県の支援を受けられます。
・新たな顧客層の獲得につながることが期待されます。
・新たな商圏やサービスエリアの開拓につながる可能性があります。
・地域課題の解決に取り組む企業としての認知度向上が期待されます。
・将来的な事業化やサービス拡大の可能性について検証する機会が得られます。

３　募集するサービス

次の（１）～（３）のいずれかのサービスを実施する事業者を募集します。

（１）移動販売

あらかじめ巡回するコースと時間を設定し、実証地区で日常生活に欠かせない多種類の生活物資を複数の高齢者等を対象に販売を行う形態（特定の販売品目のみの販売、特定世帯・施設に訪問しての販売および車内で調理加工をした食品等を販売する移動販売は除く。）のもの

対象例	移動スーパー・移動コンビニ・移動販売車　等
対象外例	キッチンカー・特定商品のみの販売・イベント販売　等

（２）買い物送迎

自家用車（白ナンバー）を用いて、自社店舗の顧客等を対象に、実証地区と自社店舗の間を無料で往復送迎するもの

（３）買い物代行

実証地区内において、利用者が指定した特定の場所へ商品を直接届けるもの

４　実証地区（別表参照）

別表に定める、自治会・集落規模の地区で、県が設定した以下の基準をもとに、県と市町で選定した地区を対象とします。

① 行政区内に、食料品・日用品を幅広く取り扱う店舗がない

② 行政区内に、移動販売事業者、買い物送迎・代行事業者による立寄拠点やサービス提供がない
③ 高齢化率が高い（概ね４０％以上）
④ ①②③に当てはまり、６５歳以上人口が多い
⑤ その他（市町にて重点的に生活支援を進める地区など）

※事業規模の関係上、上記に当てはまるすべての地区を対象としているわけではありません。また、地区の位置関係等を踏まえ、上記に当てはまらない地区を対象としている場合があります。対象地区の詳細については別表をご参照ください。

※本事業における「行政区」とは、自治会・集落等の地域住民の活動単位となる地区を指し、「実証地区」は当該行政区を基本単位として設定しています。

なお、市町によって公募時期が以下のとおり異なりますのでご注意ください。 １０月公募分と１１月公募分は重複して応募できます。**今後のスケジュールは「８　令和８年度の事業スケジュール（予定）」をご覧ください。**

１１月公募分	**あわら市、永平寺町**
（参考）１０月公募分	福井市、越前町、高浜町（募集は終了しております）

５　募集要件

次のすべてを満たす法人、団体または個人事業主とします。

・対象地区において買い物支援サービスを実施できる者
・関係法令を遵守できる者
・県が実施する調査等に協力できる者

次に該当する場合は対象外とします。

・政治的または宗教的活動を目的とするもの
・法令等に違反すると認められるもの
・その他県が不適当と認めるもの

６　補助内容

（１）補助対象経費

補助金交付決定日から補助事業が完了する日または当該年度末のいずれか早い日までに実施する補助対象事業に要する経費で、次に掲げる経費のうち県が認めるものを対象とします。

補助対象経費	実証地区において、次の（１）～（３）のいずれかの買い物支援サービス実施に要する運営費 **（１）移動販売　　（２）買い物送迎　　（３）買い物代行**

（２）補助要件・補助額上限・補助回数上限（市町ごと）

サービス	補助要件	補助額上限	補助回数上限	想定運行頻度
移動販売	実証地区内での運行に限り補助	１停車場所につき３，０００円	・月４０箇所まで	１行政区につき週１～２回程度（年末年始や天候、利用者の状況に応じ柔軟に対応）
買い物送迎		乗車人数１人につき１，０００円	・月８０人まで	
買い物代行		１件につき２，０００円	・月５０件まで	

※補助額（１ヶ月）の例

・移動販売をＡ市で月４０回、Ｂ町で月３０回実施する場合

Ａ市分：３，０００円×４０回＝１２万円

Ｂ町分：３，０００円×３０回＝９万円　　合計　２１万円の補助

・買い物送迎を実施し、Ａ市で月５０人、Ｂ町で月６０人乗車した場合

Ａ市分：１，０００円×５０人＝５万円

Ｂ町分：１，０００円×６０人＝６万円　　合計　１１万円の補助

・買い物代行を実施し、Ａ市で月４０件、Ｂ町で月５０件注文があった場合

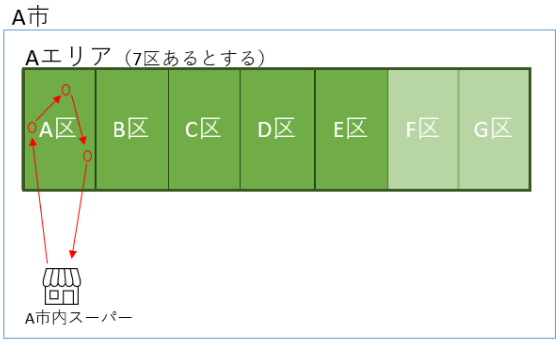
Ａ市分：２，０００円×４０件＝８万円

Ｂ町分：２，０００円×５０件＝１０万円　　合計　１８万円の補助

※想定運行頻度のとおりに運行できない場合の運営費が補助対象外となることはありません。例えば「年末年始周辺や降雪時は前後の週に通常より多く運行する」等としても、補助回数上限までは補助対象とします。

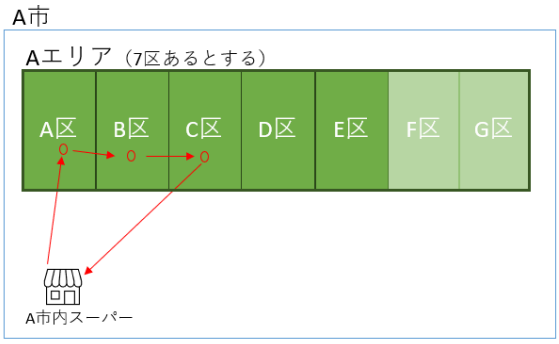
（補助の考え方）

①　１販売場所（移動販売車が停車し販売を行う場所）につき１回分（３，０００円）交付。



Ａ区内の３箇所で停車し、販売する場合

⇒**補助は３回分**

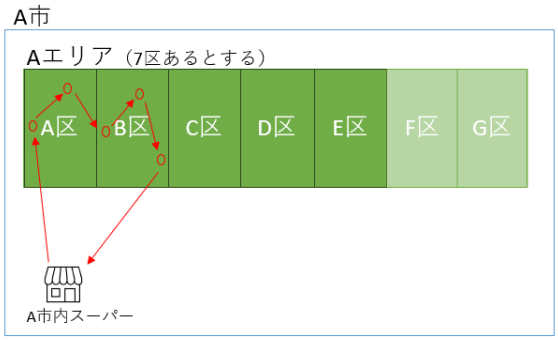


Ａ区、Ｂ区、Ｃ区に販売場所がｌつずつあり、それぞれｌ回ずつ停車し販売する場合

⇒**補助は3回分**

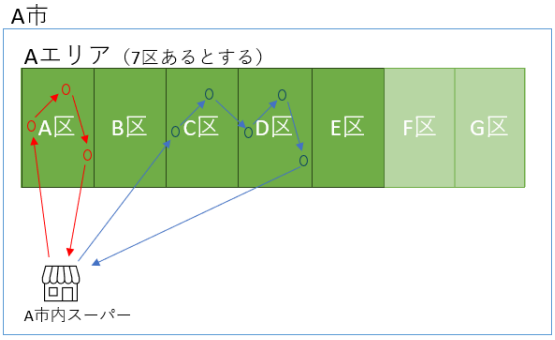
②　買い物送迎

１人利用につき１人分（１，０００円）交付。



Ａ区で２名、Ｂ区で３名送迎した場合

⇒**補助は５名分**

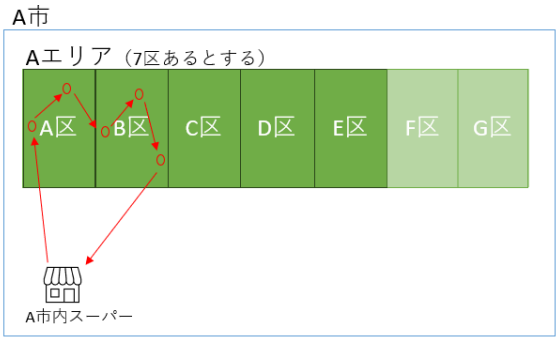


Ａ区で３名送迎し店舗に戻ってきた後、別便でＣ区２名、Ｄ区３名を送迎した場合

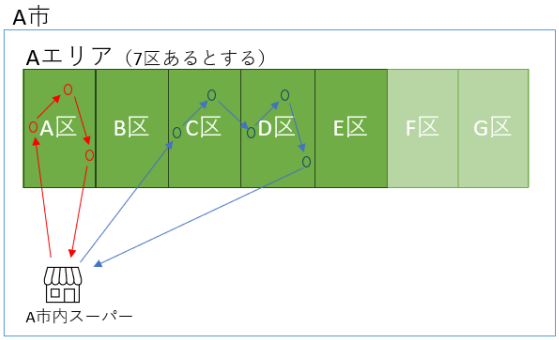
⇒**補助は８名分**

③ 買い物代行

１件ごとに１件分（２，０００円）交付。



A区で２件、B区で３件注文があり、
１回の運行で配送した場合　⇒**補助は５件分**



A区で３件注文があり配送後、
別便でC区２件、D区３件分の注文を配送した場合
⇒**補助は８件分**

（３）その他

・福井県補助金等交付規則等に基づき補助します。
・補助額は、補助上限額またはサービス実施に係る経費額のいずれか低い額とします。
・補助対象経費等に疑義が生じた場合は、県に事前に協議してください。

７　県・市町による支援

採択事業者が円滑に事業を開始できるよう、県および市町は次の支援を行います。

・実証地区関係者（区長、自治会長の連絡先等）の情報提供
・実証地区情報（住民数、高齢者数、販売場所の候補地等）の提供
・事業実施に関する相談対応

※運行計画の作成（運行場所・日時の調整等）、事業実施に係る地区住民との事務手続きなど、事業運営に必要な行為の主体は事業者となります。

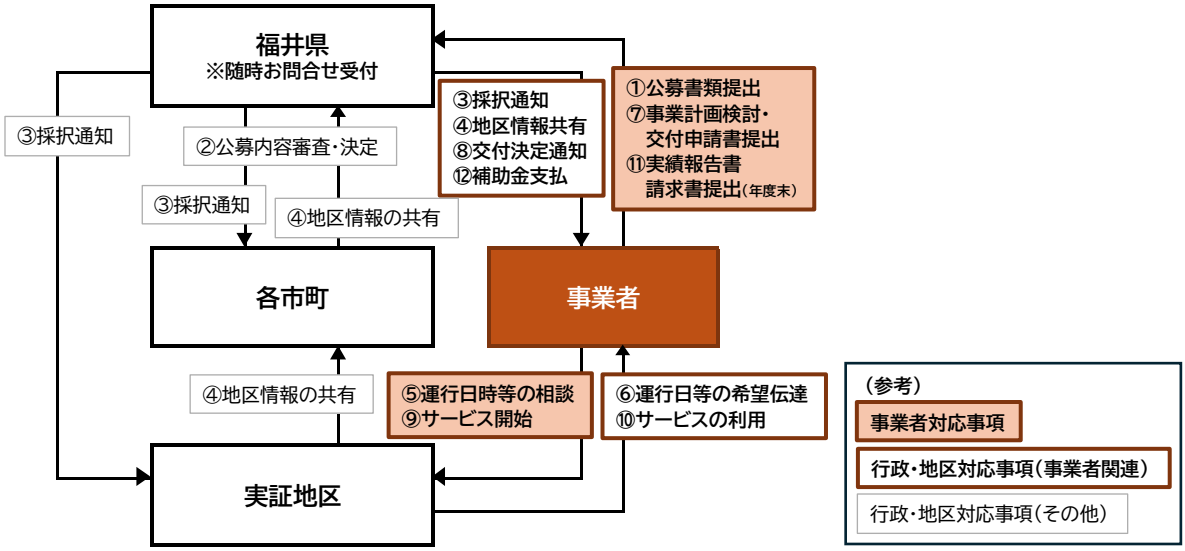
８　令和８年度の事業スケジュール（予定）

（実施市町：あわら市、永平寺町）

項目	時期	主な提出書類
募集開始	令和８年１１月　９日（月）	**・応募様式（かがみ）** **・事業実施希望地区内訳および関連実績等記入表** **・事業所の概要が分かる資料** **・（任意）買い物支援サービス実施状況**
募集締切	令和８年１１月３０日（月）	
審査	令和８年１２月　１日（火）～	－
採択通知	令和８年１２月１４日（月）までの間	－
地区との調整	採択通知後	※提出書類はありませんが、運行日や運行場所等、地区とご相談いただき、交付申請書の作成を行ってください。
交付申請	地区調整後	**・交付申請書（かがみ）** **・事業計画書および収支予算書** **・納税証明書（県税・地方税）**

交付決定	令和８年１２月２５日（金）までの間	※交付決定日前の運行分は、本事業の補助対象外です。
事業開始	交付決定日以降、順次開始	※提出書類はありませんが、随時、実績報告で報告が必要な利用状況等の記録を行ってください。
実証事業実施	交付決定日～ 令和９年３月３１日（水）	
実績報告提出	令和８年度事業が完了する日 （例：令和９年３月最終運行日）～ 令和９年４月９日（金）まで ※事業終了から１か月を経過した日、または令和９年４月９日（金）のいずれか早い日	**・実績報告書** **・収支決算書**
補助金支払	請求書受付後～ 令和９年４月３０日（金）	**・補助金請求書**

（参考）行政、地区、事業者との関係



９　応募期間

令和８年１１月９日（月）～令和８年１１月３０日（月）

１０　応募方法

福井県健康福祉部長寿福祉課ホームページ上に掲載する応募様式に必要事項を記入し、郵送、メールまたは持参にて下記【応募先】に提出してください。

【提出書類】

・応募様式（かがみ）
・高齢者買い物支援実証事業費補助金　事業実施希望地区内訳および関連実績等記入表（別紙様式）
・事業者の概要および県内の営業店舗もしくは支店が分かる資料
・（任意）すでに買い物支援サービスを実施している場合は、その概要が分かる資料

※ 応募の確実性を期すため、郵送、メールまたは持参等でご提出ください。
（メールの場合は、送信後事務局あて必ず到達確認の連絡をお願いします。）

※提出物の返還はしませんので、適宜コピー等をお取りください。

【応募先】　〒910-8580　福井県福井市大手３丁目 17-1
福井県健康福祉部長寿福祉課　地域包括ケアグループ
MAIL:choju@pref.fukui.lg.jp

１１　選考方法

福井県健康福祉部長寿福祉課および各市町で審査した上、その結果を通知します。なお、審査の結果、応募のあった市町の一部のみを採択する場合があります。(例えば、１０市町に応募いただいた場合でも、審査の結果、５市町での実施となる場合があります。)

(主な審査項目)

・地域ニーズとの適合性
・事業の実現可能性
・継続して実施できる見込み　等

１２　採択後の主な手続き

公募時の提出書類の審査の結果、採択が決定した事業者が行う主な手続きは以下のとおりです。

※採択決定を通知する際、改めて詳細をご連絡いたします。

（１）　交付申請時（地区と運行日・場所等の相談後提出）

以下の書類を提出

・補助金交付申請書
・事業計画書
・収支予算書
・県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書
・地方消費税の納税証明書（原本、もしくは原本証明済みの複写）

（２）　事業実施期間中（交付決定日～令和９年３月３１日（水））

・利用実績の記録
・実施状況の管理
・調査等への協力

（３）　令和８年度事業終了後（令和８年度末～令和９年４月９日（金））

以下の書類を提出

・実績報告書
・収支決算書
・補助金請求書

１３　実証事業への協力

本事業は、将来的な買い物支援施策の検討を目的とした、令和８～９年度（予定）で実施する実証事業です。

本事業で収集する利用実績や利用者ニーズ、事業継続に関する課題等については、今後の買い物支援施策の検討に活用します。特に、令和１０年度以降の持続的な買い物支援体制の構築や、買い

物支援サービスに対する支援制度のあり方の検討に活用する予定です。

このため、採択事業者は利用実績の記録やアンケート調査等への協力をお願いします。

（1）実施期間中に記録いただき、実績報告時に報告していただく内容

<table>
<tr><th colspan="3">すべてのサービスで報告</th></tr>
<tr><td colspan="3">・実施日　・実施場所　・利用者の意見　・運営上の課題</td></tr>
<tr><th>移動販売・買い物代行のみ</th><th>買い物送迎のみ</th><th>買い物代行のみ</th></tr>
<tr><td>・購入件数
・売上額
・よく購入された商品ジャンル
・よく売れた商品
・要望が多かった商品</td><td>・乗車人数
・利用者の様子
（利用者同士での交流等）</td><td>・注文方法</td></tr>
</table>

（2）事業終了後

事業終了後または翌年度以降に、県が実施する次の調査にご協力いただく場合があります。

・アンケート調査

・ヒアリング調査

・事業継続状況調査

１４　よくある質問

Q　個人事業主でも応募できますか。

A　応募できます。

Q　複数市町の実証地区（地域）の事業に応募できますか。

A　応募可能です。詳細はご相談ください。

Q　補助金はいつ支払われますか。

A　実績報告後の検査、請求書の受理を経て支払います。

Q　地域との調整は誰が行いますか。

A　事業者が主体で実施します。
県からは地区関係者の連絡先や販売場所の候補地等、調整時に必要な情報を提供します。

Q　事業終了後も継続して実施できますか。

A　可能です。本実証の成果を踏まえ、継続実施をご検討ください。

Q　事業終了後も調査協力は必要ですか。

A　翌年度以降にアンケートやヒアリングをお願いする場合があります。

１５　その他留意事項

今年度、国や他の地方公共団体から、同様の趣旨で補助金等の交付を受ける場合は、本事業には応募できません。

１６　本件に関するお問い合わせ

福井県健康福祉部長寿福祉課　地域包括ケアグループ
TEL：0776-20-0330　　FAX：0776-20-0713